

下記の商品券は利用できません！

平成30年12月2日（日）を以て廃止となりました。

【対象となる商品券：共通商品券（紙型）・プリペイドカード（磁気型）】



◎共通商品券（紙型）：1,000円券・500円券・100円券（全てのデザイン）

◎プリペイドカード（磁気型）：500円券・1,000円券・1,500円券・2,500円券・3,000円券・5,000円券・10,000円券

◎該当する商品券をお持ちのお客様は、「資金決済に関する法律第20条第1項」に基づき、
下記のとおり未使用残高の払戻しを行いますので、払戻期間内にお申し出下さい。

①申出期間：平成30年12月3日（月）から平成31年3月15日（金）まで

②受付時間：平日の9時00分から17時00分まで（営業時間帯）※但し、土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）は除く

③申出及び払戻しの方法：以下のとおり

（直接持込の場合）当組合窓口設置の払戻申請書に、住所・氏名・電話番号・払戻し金額を記入して頂き、対象となる商品券と

共にご提出下さい。原則即日、小切手振出による払戻し（先着順全額払）を行います。（印鑑持参の事）

万一、担当者不在など即日払戻しが不可能な場合には、後日経理担当者が小切手を持参するか、若しくは
銀行振込を行うかお客様にお伺いの上、後日全額払するものとします。（振込の場合の手数料：事務局負担）

（郵送受付の場合）当組合より郵送する払戻申請書に住所・氏名・電話番号・払戻し金額を記入の上、対象となる商品券と共に

特定記録郵便（返信用封筒同封済）にて返送して下さい。到着受付後、直ちに未使用残高に郵便料を加えた
金額を振込みます。（振込手数料：事務局負担/後日全額払）

*期間内に払戻しのお申出がない場合は、この払戻し手続きから除外されますので御注意下さい。

松崎町ロマシール協同組合（TEL：42-0470）